

## 第1設問1

## 1. テモ行進不許可処分

① 第3回テモ行進許可申請(暴徒集団運動に関する条例(以下運動条例)1条)に対し、同条例3条項4号に該当するとして不許可処分(以下「本件不許可処分」と称)は、Aのテモ行進する自由、E侵害し、憲法21条項1に反し違憲である。

## ② 保護領域

憲法21条項は、国民が特定の情報に接し自己表現、自己統治の価値を実現する場合、表現の自由の形態として「集会」の自由を保障する。テモ行進する自由も、運動を伴うかつ数人に集まり共同して意見表明する集合体があるから、集会として憲法21条1項の保障を受ける。

## ③ 判約

運動条例3条項4号に於ける本件不許可処分によつて、Aが公道においてテモを行うことができないから、Aのテモ行進を行う自由を侵害する判約がある。

## ④ 違憲審査基準

「集会の自由」といふ、公共の福祉に必要かつ合理的な制限を受ける必要かつ合理的な制限がある自由及び性質、程度、集会における侵害の権利の内容や侵害発生の危険の程度を総合的に判断する。

① 侵害発生の危険の程度とて、暴徒集団運動条例19条2号は、住民の平穏な生活、若しくは商業活動を集会におき侵害を保護するところにある。一方集会は、国民が特定の情報に接し自己の思想で人格を形成し発展させる民主主義の根幹を支える重要な

## 第1問

## な権利である

① 集会の自由の重要な権利の重要性に鑑み、集会が行われることにより、生活の平穏や商業活動が著しく害され、公共の安全が著しく明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見できる場合には限り制限が許される。

② 第3回テモは、許可処分を以て第2回と同様の2000人の規模で行われる予定で、その方法や態様も第1回第2回と同様の計画で申請している。テモは共同で数人が意見表明する場合、ある程度の騒音や交通の支障はテモ行進を伴うことにより発生するが、限度範囲内である。テモは拡声器など使用せず、地声で実施する予定であり、地帯生活の平穏が著しく害されることはない。また、テモ行進は片側2車線の車道の歩道側の車線1車線のみに使用制限が付けられ、道路の通行はして、飲食店の利用者に飲食店に入店してはならない。商業の自由が著しく害されることはない。よって、これら生活の平穏や商業の自由が侵害される蓋然性が高いという住民被害が近接接縁の間に及ぼすものであるものの、程度にとどまるものとして、公共の安全が著しく明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見できるものではない。→ ③に分析は同様。

③ 本件不許可処分は、Aの表現集会の自由を侵害し、憲法21条1項に反し、違憲である。

## 2. 教室使用不許可処分

① 暴徒等に対する教室使用禁止に反対する不許可処分はAの学問の自由(憲法23条)を侵害し、かつ、憲法23条に反し違憲

## 第1問

てあそ

(2) 保護領域、と制約

学問は形成を体利に社会発展に有用な知見を提供する学活動であり、社会発展に重要な役割を担うことから学問の自由は憲法23条により保障される。

7 Aの教室使用願いは、セミ活動の目的で使用申請にあり、学問  
8 のための活動といえる。ゆえにも「わらず」、使用を許免ぬは「本件不許可  
9 処分は、Aの学問探求の場を奪うもので、学問の自由の制約といえる。  
10 (3) 違憲審査基準

学問への志意を発揮するためには、高度の自律性を確保する必要があり、  
また、学問の自由への制限は極力排除する必要がある。一方大学は、  
施設管理権を有しており施設の管理については大学に裁量が認められ  
る。→ 2-6 指摘あり。

大学に施設管理権を認められる場合であらば、学問の自由の重要性に  
金銭的、目的が重要で、より制限的でない他の選ぶ手段がない場合に  
限りの制限を認めるべきである。

大学規則は「政治目的の使用を認め」ておらず、これは、政治目的の使用を許さずに自由な学問の探求が阻害されることを防止するために定められていると考えられる。しかし、ここでいう「政治目的の使用」は専ら「政治的目的の使用」に限定解釈すべきである。社会科学の夾分野は現実の社会的状況等と研究分野であり政治的なテーマを扱うことは許されているが、政治的目的に関与することと不許可とは、学問の自由が<sup>(を行使する)</sup>限られてしまう。

2

(4) 本問において、Cゼミの<sup>その</sup>研究の活動の一環として質富の差の拡大に関し  
シンポジウムを開催し「格差の是正」を訴えるデモ行進などの学外活動を行  
ってきた。本件教室使用に關する講演会は、知事のお申し返に対し県議員と  
講演者として招くもので、政治的<sup>いかに</sup>色彩はあ<sup>る</sup>ものの、この講演会は、  
Cゼミの学外活動の締めくくりとして<sup>市</sup>格差問題と憲法というテーマにレシ  
学内講演会であって~~一般一般に公開された~~学問の探究を目的とする  
もので一般に公開された<sup>り</sup>するものではなく、専ら政治的<sup>的</sup>活動目的とし  
て入<sup>る</sup>ない。したがって学問の探究を目的とするCゼミの使用を認めないのは  
~~不当~~で、学問の探究をより制限的には、他の選ぶる手段がよいとい<sup>ふ</sup>  
ない。

⑤ 更に、同様に「格差問題」をテーマとして評論家を招いて行う経済学<sup>3</sup>の場  
について許可し、(せめて)これを不許可とするのは平等原則に違反し<sup>4</sup>とい  
うらしい。→ 構成は校対いふ下す。(14条項)  
(1) 拒絶 (2) 拒絶 (3) 拒絶 (4) 拒絶 (5) 拒絶

15 以上より、教室使用不許可処分は、Aの学問の自由及び平等原則に反し  
違法である。

第2設問2

1. デモ行進不許可処分

### (1) B 果の反論

19 Aは、本件デモ行進から生じる騒音や交通の支障に受忍限度範囲に  
 20 至するが、2000人もの人が一斉にシュプレヒコールを行えば、拡声  
 21 器を使用しなくても相当の大きな騒音となり、住民の平穏の半信  
 22 不疑に侵害を及ぼすといえる。また、本件道路は片側2車線という  
 23 狭い道路であり、一車線は封鎖されたらもう一車線は車が通る

4

1. ことばで示したのは、飲食店の客減客は手ぬばい。2000年代  
 2. 1. パラメータの範囲を超えた。行われている横の飲食店に  
 3. 鳥取で静かに飲食に1200の。客減客が行われている間は、利用者は  
 4. 相当数減ると考えらる。

レシバで受忍限度、罪田を超えている。

(2) 和見

集合の自由を保障するのには、集合の自由の行使のための物理的な場所  
が必要であり、道路や公園といった公共的の「パブリック・フォーラム」に属する  
原則集合としての利用が優先されるべきである。そうすると、Aの主張のとおり、  
住民投票条例2号3号は、集合の自由を保障する生活の平穏や商業活動とは、  
著しく侵害するに該当しない場合に限って解釈すべきである。（憲法21条2項に照  
らすれば）  
また、運動条例3号2項により、必要は条件を付するべきであり、  
不許可にせずとも生活の平穏や商業活動の保障を目的とすべきこと  
から、本件不許可処分には必要最小限の手続きといえる。

したがって ~~本件~~ 3条の2第1項は憲法2条1項に反し違憲である。

2 教室使用不许扣分

① 大学個々の反省

教室の使用は、デモ行進の代わりに行われ、~~政治的、教育的目的を~~  
 有る色彩が濃く、~~国知事の方針に反する~~現職議員と市民政策の  
 対立に呼応して講演演説が行われ、~~政治的~~色彩が濃く  
 専らではなにも政治的歩行の一環として教育現場に~~利用~~とされ、  
 紙媒体は学問的探究の場と確保で~~活用~~とされている。 / ? 大学の自治

政治的色彩 1. 展出的作品 9. 反对利用口舌 皇权的自由 使告子切不流于外心

(2) 私見

学問自由主義を信じて憲法に記された自律性や確保が必要  
である。しかし、社会科学において現代社会に及ぶ問題の分析  
と学問的見地から解決策を模索することは当然の行為として、適切な分  
析のために、学者は携わることには必要ない行為である。

③この主権者派ゼミ担当教授の草創的目的を行うこととした  
 ④思いがけず、政治的色彩が濃くなり、~~その~~ ことにより、許可されず  
 ⑤

10 本件教室使用は、憲法セ「バ」「格差問題と憲法」というテーマで特  
11 行う海検令に利用される。憲法に因り字間的探索目的であること  
に明らか。それについて粗率で教員が承認している。

12 12月2日 本件教室使用申請につき不許可の処分としたのは適法である。

以上